平成22年（第3回）6月議会定例会

平成22年6月議会定例会は、6月15日から22日までの日程で開かれました。
一般質問は17日に行われ、5人の議員が村政の重要な課題等について村側の考えをただしました。
議案審議は22日に行われ、提出された13の議案は全て原案通り可決されました。

今議会で可決された議案等の概要（紙面の都合で内容は一部省略しています）

平成22年度一般会計補正予算

既定予算の総額に9454万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、42億4011万円としました。

歳出の主なものは次の通りです。

総務費＝GISシステム改修業務228万9千円。

民生費＝介護職員育成事業費355万7千円、国民健康保険特別会計繰出金1000万円、子育て支援センター建設工事675万円。

労働費＝緊急雇用創出事業費156万6千円。

農林水産業費＝農業振興事業補助金600万円、ブロッコリー集出荷場新築事業補助金365万円、地域活性化施設管理運営業務▲200万円、森林整備加速化・林業再生業務委託1500万円、子育て支援センター木質化工事▲1129万円、子育て支援センター木質化工事材料費460万円、チップ保管倉庫外構整備補助金476万円。

土木費＝大森住宅解体工事188万3千円、住宅用地造成工事設計委託633万4千円。

教育費＝臼石小学校特別支援員賃金214万5千円、飯舘中学校前庭整備工事2960万1千円。

これらを賄う財源として、県支出金、繰越金、諸収入を充当します。

平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算

事業勘定の既定の予算総額から、1527万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4229万1千円としました。

減額の主なものは次の通りです。

一般被保険者療養給付費▲1202万8千円、一般被保険者高額療養費▲380万円。

これらの財源は、国民健康保険税、繰入金等で措置しています。

平成22年度飯舘村介護保険特別会計補正予算

既定予算の総額に、1022万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7952万1千円としました。

歳出の主なものは、高額医療合算介護サービス費負担金300万円、介護給付費準備基金積立金359万3千円、国庫支出金等返還金363万6千円などです。

これらを賄う財源として、支払基金交付金、県支出金、繰越金を充当します。

飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が、本年6月30日から施行されることに伴い、村の条例について所要の改正を行うものです。

職員が育児のために早出遅出勤務と時間外勤務の制限を請求できるようになったほか、新たに育児休業期間などが規定されました。

飯舘村使用料条例の一部を改正する条例

「若者向村営住宅ヴィラいたみざわ」の1戸を公営住宅法に基づかない住宅として管理するため、所要の改正を行なうものです。

条例中、同住宅5戸の使用料のうち、公営住宅法に基づかない住宅1戸とその他4戸の使用料を分けて表記しました。

飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成22年度国民健康保険税の課税に伴う税率等の変更による所要の改正を行うものです。

平成22年度一般被保険者の一人当たり保険税は、後期高齢者支援分を含め、6万774円で、前年度に比べ5115円の減です。

また、一般被保険者の一人当たり介護納付金は、2万1321円で、前年度に比べ716円の減です。

飯舘村村民の森設置条例の一部を改正する条例

条例中、語句の誤りを改めるため所要の改正を行いました。

飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例・飯舘村若者向村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

「若者向村営住宅ヴィラいたみざわ」の1戸を公営住宅法に基づかない住宅として管理するために、所要の改正を行なうものです。

飯舘村営住宅条例中、公営住宅法に基づかない住宅の別表に同住宅1戸を追加しました。また、飯舘村若者向村営住宅の設置及び管理に関する条例中、同住宅1戸を減とし、共同施設に街路灯を追加しました。

平成22年度飯舘村情報通信基盤2芯整備事業（飯舘地区）工事請負契約について

東日本電信電話株式会社福島支店と見積合わせの結果、同社が落札したことについて、その請負契約について議決を求めるものです。

契約金額は、4億1790万円です。

専決第3号「平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認を求めることについて

この専決は、宮崎県で発生した口蹄疫（こうていえき）に対して、早急に対策を進める必要があると判断し、村と農協による村内の全家畜農家への消毒剤を配布するため、予算措置を図ったものです。

なお、関係予算については、緊急性もあり、消石灰購入費、47万円の補正予算を専決したため、その承認を求めるものです。

追加議案

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

村長、副村長の給料月額を、平成22年7月1日から平成22年9月30日までの3ケ月間、村長にあっては現行30％減額を40％減額に、副村長にあっては現行20％減額を30％減額に改めるため、所要の改正を行なうものであります。

村長村政報告（紙面の都合で内容は一部省略しています）

福島大学との相互友好協力協定

3月18日に村と村議会が、福島大学と相互友好協力協定の締結を結びました。協定には、村と福島大学の新たな相互協力体制を築くことや、村議会の主体的な改革を進める事項などが盛り込まれています。また、協定の調印に併せ、ビレッジハウスの和室を「福島大学までいブランチ」として学生の研究拠点として開放しました。

▲協定書調印式のようす